

(参考) 工程別・法令別規定一覧表

法令の名称及び規制内容			工 程							
			原材料の搬入・貯蔵	砂処理	混練	造型	溶解	鑄込み	型ばらし	仕上げ
粉じん障害防止規則	設備の設置	密閉する設備		○	○				○	○
		局所排気装置		○	○				○	○
		湿潤な状態に保つための設備		○					○	○
		その他同等以上の措置		○	○				○	○
		全体換気装置	○	○	○		○	○	○	○
		除じん装置		○	○				○	○
	特別の教育		○	○				○	○	
	休憩設備	○	○	○		○	○	○	○	
	清掃	○	○	○		○	○	○	○	
	作業環境測定		○	○				○	○	
	呼吸用保護具	○	○					○	○	
じん肺法	じん肺健康診断	○	○	○	○ (注)	○	○	○	○	
有機溶剤中毒予防規則	設備の設置	密閉する設備				○				
		局所排気装置				○				
		全体換気装置				○				
	作業主任者				○					
	作業環境測定				○					
	健康診断				○					

注) 他の粉じん業務との関係でじん肺健診が必要となる場合がある。